

# 法務局の登記相談予約制について

千葉地方法務局本局・支局・出張所では、不動産登記の申請に関する相談の予約制を実施しております。

予約されたお客様は、待ち時間なく相談を受けることができますので、事前の予約につきまして、ご協力をお願いします。

- ★予約申込みは、お近くの法務局の窓口又は電話にてお受けいたします。
- 予約申込みの際は、裏面記載の点についてあらかじめご留意願います。

## 【予約申込み連絡先】

千葉地方法務局本局	043-302-1312
市原出張所	0436-41-3241
東金出張所	0475-52-2402
佐倉支局	043-484-1222
成田出張所	0476-23-2313
茂原支局	0475-24-2188
いすみ出張所	0470-62-2283
松戸支局	047-363-6278
柏支局	04-7167-3309
木更津支局	0438-22-2531
館山支局	0470-22-0620
匝瑳支局	0479-72-0334
香取支局	0478-52-3391
船橋支局	047-431-3681
市川支局	047-339-7701

千葉地方法務局

## 【ご予約の方法と相談を受ける際のお願い】

- 1 予約申込みの際には、お名前・連絡先の電話番号及び相談内容をお知らせいただきます。
- 2 相談時間は、お一人につき、20分以内とさせていただきます。
- 3 不動産登記に関して、お客様自身が判断すべき法律判断を伴う相談は、お受けできません。
- 4 登記相談は、お客様が作成された登記申請書の内容を審査するものではありません。また、相談員が登記申請書及び添付書類等を「作成」することはできません。
- 5 相続による所有権移転登記など、登記の種類によっては、複数回の相談が必要となる場合があります。
- 6 予約をキャンセルされる場合は、必ず連絡していただくようお願いいたします。
- 7 連絡なく予約時間に遅れた場合は、他のお客様の相談を先行させていただく場合があります。
- 8 予約時間に遅れた場合でも、原則として、上記2の相談時間を延長することはできません。
- 9 相談される際は、次の書類を準備された上でお越しいただくと、より具体的に相談に応じることが出来ますので、ご協力願います。  
〔登記申請の対象となる不動産の登記事項証明書（又は要約書）、登記済証（権利証）、申請に必要とされる提出書類（添付情報）〕
- 10 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。

### 【ご予約の前に！】

不動産登記申請書の様式及びその説明等は法務省ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>

法務省 不動産登記申請 で検索